

平成 30 年度「消費者庁等移転推進協議会」会議録

I 日 時：平成 31 年 1 月 11 日（金）午後 3 時から午後 4 時まで

II 場 所：県庁 10 階 大会議室

III 出席者（46 名中 33 名出席（代理含））

岡田好史会長、松重和美副会長、市岡通裕委員、藤原治委員、矢田博嗣委員、森浦源泰委員、中西庄次郎委員、杉本直樹委員、野地澄晴委員、山下一夫委員、佐々木尊委員、永瀆浩幸委員、遠藤彰良委員、森本佳広委員、川越敏良委員、安田孝子委員、玉岡哲也委員、中山竜二委員、連記かよ子委員、松崎美穂子委員、青木正繁委員、近藤明子委員、中村太一委員（代理）、布川徹委員（代理）、柿内慎市委員（代理）、原恒子委員（代理）、田村禎通委員（代理）、後藤正和委員（代理）、長岡奨委員（代理）、米田豊彦委員（代理）、松原博委員（代理）、植田和俊委員（代理）、飯泉嘉門委員

IV 次 第

- 1 開会
- 2 これまでの活動報告と県の取組について
- 3 国等への要請について
- 4 その他
- 5 閉会

《配付資料等》

資料 1：消費者庁等移転推進協議会のこれまでの活動報告

資料 2：新次元の「消費者行政・消費者教育」の取組

資料 3：「新次元の消費者行政・消費者教育」による地方創生

資料 4：新次元の消費者行政・消費者教育の取組の評価について（答申・諮問）

資料 5：新次元の消費者行政・消費者教育の取組の評価結果について

資料 6：消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの徳島移転に関する要請（案）

参考資料：動画の紹介チラシ「日々の消費が世界を変える」

V 会議録

【事務局】

それでは、ただいまから平成 30 年消費者庁等移転推進協議会を開催いたします。私、司

会を務めさせていただきます、消費者くらし安全局消費者くらし政策課消費生活創造室長の犬伏と申します。よろしくお願いいたします。それでは、まず始めに開会にあたりまして、岡田会長から御挨拶をお願いします。

【岡田会長】

岡田でございます。皆様あけましておめでとうでございます。本日は消費者庁等移転推進協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方にはご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、誠にありがとうございます。年が改まりましたが、一昨年7月に消費者庁新未来創造オフィスが開設し、これまで県内においてさまざまなプロジェクトを行っているところ、委員の皆様におかれましても、積極的なプロジェクトの実施やご協力をいただいているところであり、本当にありがとうございます。当協議会の活動といたしましては、昨年の協議会開催においては新たな行動宣言、及び行動指針を採択し、その後安倍内閣総理大臣の視察時には挨拶をさせていただくとともに、宮腰消費者行政担当大臣などに対して、行動宣言をお渡しさせていただいたところでございます。これらの活動は消費者庁等の徳島への全面移転へとつながるものであり、今後とも引き続き委員の皆様のご理解ご協力を賜りたいと考えております。消費者庁等の徳島移転についてはすでに大臣から発言があったことが報道されておりますが、本年夏頃に結論を得ることとされております。全面移転につなげるためには、現在まさに正念場であり、今後の活動がより一層重要になってまいります。そんな中、我々といたしましても国や県の取組を全面的に支援し、挙県一致でさらなる機運醸成を図るとともに、移転推進協議会の今後の新たな取組の方向性について、委員の皆様方にお伺いするため、本日会議を開催させていただきました。本日の会議が消費者庁等の徳島への全面移転につながりますよう、皆様方のご協力をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

【事務局】

ありがとうございます。それでは以後の進行につきましては岡田会長にお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

【岡田会長】

はい、承知いたしました。着席して進行させていただきますので、よろしくお願いします。それでは早速ですが、本日の協議会資料次第2の、「これまでの活動報告と県の取組について」事務局から説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

事務局を賜っております、消費者くらし安全局長の西條でございます。座ってご説明させていただきます。始めに資料1に基づいてご説明させていただきます。まず、まち・ひと・しごと総合戦略が平成26年12月27日に閣議決定されまして、平成27年3月3日には政府関係機関の地方移転に係る提案募集が始まりました。そして平成27年8月31日には、消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの移転提案をさせていただきました。この間、消費者庁・国民生活センター徳島誘致協議会を立ち上げて皆様のご意見を頂戴しながら、

色々と準備を進めてまいりました。昨年、平成29年7月24日に消費者庁新未来創造オフィスが設立されまして、その後平成29年2月8日に消費者庁・国民生活センター等誘致協議会から消費者庁等移転推進協議会に名称を変更させていただきまして、新たな行動宣言を採択いただいております。また、昨年30年2月8日には消費者庁等移転推進協議会第2回目の開催を行っていただきまして、新行動宣言、行動指針等を採択いただきました。下段に記載されておりますが、4行目からでございます。我々消費者庁等移転推進協議会は、地方創生、そして一億総活躍社会を徳島から切り拓くとの信念のもと、消費者庁、消費者委員会、独立行政法人国民生活センターの、一日も早い徳島県への全面移転に向け、消費者庁新未来創造オフィスにおいて、新次元の消費者行政・消費者教育が展開され、その成果が全国へと広がるよう、今後も挙県一致で取り組むことをここに宣言します。平成30年2月8日。という力強い宣言を採択いただいているところでございます。

こういった行動宣言等につきましては次のページをご覧ください。さきほど会長の挨拶にもございましたけれども、昨年30年9月1日には安倍内閣総理大臣が本県をご視察くださっています。その際に岡田会長立ち会いのもと、知事から行動宣言をお渡しいただいているところでございます。そのほか、昨年の10月には宮腰消費者行政担当大臣が。また6月には河野外務大臣が、元消費者行政担当大臣でございますけれども、お越しいただきまして、宣言を手交していただいております。さらに福井消費者行政担当大臣、前大臣でございますけれども。それから江崎消費者行政元大臣等にもお越しいただいているところでございます。さらには衆議院の、消費者問題に関する特別委員会や、岡村長官にもお越しいただいている中で、それぞれ手交を行っていただいたところでございます。

次のページをご覧ください。こちらはさまざまなプロジェクトに関する協力参画についてでございます。とくしま消費者行政プラットホームにおいてさまざまなプロジェクトを行っているところでございますけれども、このプラットホームにつきましては、県内外の消費者、自治体、事業者の方など色々な方々が自由に議論できる場として用いていただいているところでございまして、これまで延べ4600名程度の方にご利用いただいているところでございます。そのうち、県内外から1140名を越える方々にご視察いただいております。またプロジェクトの協力といたしましてはさまざまな調査研究、商品テストへのモニターとしての参加、またエシカル消費自主宣言、消費者志向自主宣言、子どもの事故防止ネットワーク会議などさまざまなプロジェクトを行っていただいております、またそれにご参画を頂戴したところでございます。また、自治体様、企業様等の方々から消費者行政新未来創造オフィスの職員として派遣を頂戴するなど人的支援も頂戴したところでございます。次に人材育成についてでございます。高校生、大学生を対象といたしました消費者教育の推進を行ったところでございまして、消費生活関係の基礎知識、専門知識、資格試験や最新の取組等を含んでおりますけれども、こういった授業や講座の実施を行っていただいたところでございます。次に周辺地域への取組でございます。中国、四国、関西、首都圏へとさまざまな地域へ広がりを見せる取組を昨年度行わせていただいたところでございます。ここに記

載の通り、まずは「四国はひとつ・消費者市民社会創造フォーラム」を愛媛県において、そして消費者行政新未来創造オフィス開設一周年記念シンポジウムを徳島市で。そして関西広域連合主催によります政府機関等の地方移転推進フォーラムを大阪市で。関西広域連合主催によります消費者志向経営推進セミナーを大阪市で。さらに新次元の消費者行政・消費者教育推進フォーラムを東京都において開催させていただいたところがございます。次にこれらの取組につきましてもう少し詳細にご説明させていただきます。

資料2をご覧ください。この表紙のところは先程ご説明させていただきました通り、安倍総理がご視察に来られたときのもので、総理からは徳島でフィールドワークをし、全国へ展開していく良い流れができています、オフィスができて良かったと徳島の皆さんにも実感していただけるようにしてもらいたいという風におっしゃっていただいたところがございます。次のページをお願いいたします。内容についてでございます。次のページをお願いいたします。政府機関の徳島移転の取組についてでございます。国勢調査によりまして、大阪でも人口減少に転じるなど、東京への一極集中が加速する中、先程ご紹介したように政府機関の地方移転の流れができてきたところがございます。徳島県の、消費者庁移転についての提案の背景といたしましては、本県の働き方改革の推進がございます。まず、テレビの地上波放送のデジタル化を背景にいたしまして、一気に整備を行わせていただきまして、全国屈指の光ブロードバンド環境が整ったところがございます。つぎにAI要約サービスの活用やITを活用した、例えば上勝町の葉っぱビジネス「いろどり」に代表されるようなタブレット端末を用いたモバイルワーク、さらにはIT環境を活用したサテライトオフィスの進出、等がございます。現在では12市町におきまして、62社の方々が進出してくださっています。この状況につきまして、モニターで動画をご覧いただきたいと思っております。

(動画再生)

【事務局】

タブレット右側をご覧ください。次にこれまで県が取り組んでまいりました、全国に先駆けた消費者行政・消費者教育の取組についての実績といったものが挙げられると思っております。幼稚園、小学校、中学校、高校におけます消費者教育実践校の指定、エシカル消費リーディングスクールの指定がございます。写真は吉野川高校のスクールカフェにおけますエシカル食堂の状況でございます。これは校内で栽培した農産物を活用し、エシカル食堂として運営しているものでございます。また、消費者大学校・大学院での消費者教育の推進もでございます。こちらの卒業生やくらしのサポーターによります豊富な人材、こういった方々が県にはおります。さらには全国初の条例によります食品表示Gメンの設置など、食の安全安心への取組がございます。写真は、板東前消費者庁長官にGメン活動のご視察をいただいたときのものでございます。次のページをお願いいたします。平成29年7月24日に、消費者庁・国民生活センターの、消費者行政新未来創造オフィスが消費者行政・消費

者教育の創造の拠点として設置されたところでございます。このオフィスには県内自治体はもとより四国、関西広域、また東海、東北のエリアからも人を派遣していただいております。10を越えるプロジェクトを実施されているところでございます。モニターで動画をご覧ください。

(動画再生)

【事務局】

その下の右隣でございますけれども、こちらは徳島県側におきます受け入れ体制であるとかくしま消費者行政プラットフォームについてでございます。ここではオフィスの運営をサポートするためにオフィスの職員をはじめとして県内外の自治体の方々や学術機関の皆様が自由に協議を行うとともに、フリーアドレスを導入するなど働き方改革も実践しているところでございます。次のページをご覧ください。

ここからはそれぞれのプロジェクトにつきまして詳しくご説明させていただきたいと思っております。まず最初のところは消費者志向経営についてでございます。とかくしま消費者志向経営推進組織を平成29年10月13日に立ち上げていただき、同日キックオフシンポジウムを開催していただいたところでございます。現在では27の事業者の方に消費者志向自主宣言を行っていただいております。この27という数字でございますけれども、全国では98の事業者の方々が行っているものでございまして、実にその3割を徳島県の事業者の方が占めてくださっているということになります。これは徳島の皆様方の意識が非常に高いということの表れだと思っております。次にエシカル消費についてでございます。左下のところでございますけれども、これにつきましてはこれまで先進的な取組として徳島商業高校がカンボジアの高校生とさまざまな商品開発を行いまして、その販売利益で姉妹校の先生4名の方を雇用することができたものでございます。こうした取組に賛同いただいたJICAの方からのご支援をいただきまして、その後カンボジアに食品工場が設置をされました。そして更に支援を続けているところでございます。そうした取組が評価されまして、カンボジア首相から勲章と感謝状をいただくとともに、平成30年5月には消費者支援功労者表彰、内閣総理大臣表彰を徳島商業高校の皆さんが受賞されております。モニターで動画をご覧ください。

(動画再生)

【事務局】

その右側でございます。平成29年7月に、エシカル消費の普及啓発を推進するためにとかくしまエシカル消費推進会議を設置いただきました。そしてここでは消費者、事業者、行政で構成いたしまして、さまざまなエシカル消費の推進母体になっていただいております。エシカル消

費についての啓発に努めていただいているところでございます。また、その下段にございますように県内全ての公立高校におきまして、エシカルクラブの創設を平成31年度を目途に行っていただくという運びになっているところでございます。また、全国のエシカル消費推進ネットワークの構築に向けまして、昨年7月でございますけれども、次世代エシカルフェス自治体サミットを徳島県におきまして開催させていただきました。また、その下でございますけれども、全国初となります徳島県消費者市民社会の構築に関する条例。こちらを県議会の方で呼応する形で設置をいただいたところでございます。こういった形で徳島県といたしましては全力でエシカル消費についても進めてまいりたいと考えております。モニターで動画をご覧ください。

(動画再生)

【事務局】

次のページをご覧ください。若年向け消費者教育についてでございます。ここでは成年年齢引下げに基づきまして、これに対応するためにでございますけれども、若年者への消費者教育の推進をどのように進めていくかということで、若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラムにおきまして、まず消費者庁作成の「社会への扉」を活用いたしまして、県内全ての高校でこの授業を行っていただきまして、若年者に対する消費者教育を行ったところでございます。こういった取組が評価されまして、若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラムが採択されまして、全国の全ての高校でこの授業が実施されるという運びになったというところでございます。また、その下にございますライフステージに応じた消費者教育でございます。中学生向けについてでございますけれども、今年度はこの教材を作成いたしましてさらに早い段階から消費者教育を行うことによって、しっかりと成年年齢引下げに対応してまいりたいという風に考えているところでございます。また鳴門教育大学と連携いたしまして、学校における指導者の育成といったことも行いまして、消費者教育の推進といったことに努めてまいりたいと考えているところでございます。

右側をご覧ください。こちらの方が先程申しました、若年者への消費者教育の推進に対するアクションプログラムでございます。これはこの写真でございます「社会への扉」でございますけれども、これは消費者庁さんと一緒になって作ったもので、これを用いて全国全ての高校で授業を行うというものでございます。そしてこういったことを踏まえた中で、平成30年4月には全国知事会の緊急提言におきまして、成年年齢引下げに対する若年者への消費者教育の推進に向けた緊急提言を行わせていただきまして、法改正の周知、また教員向けの教育の充実等について行っていただくように働きかけたところでございます。

下段をご覧ください。高齢者、障がい者の見守りネットワークの構築についてでございます。徳島県では平成29年度で、全ての市町村に消費生活センターの設置を行っているところ

ろでございまして、こういったところを中心にして平成29年12月には徳島県版の消費者見守りネットワークを設置したところでございます。これは各市町村の皆様方にお話を聞く中でどういった取組をすればできるようになるかということで、まずは県で全体を統括するような組織を作りまして、さまざまな事業者の方々や行政関係の方々にも入っていただきまして、各市町村が実施する際にはそこにお声がけするとスムーズにご協力いただけるという体制を作ったところでございます。こういったことによりまして、各市町村さんにおきます見守りネットワークの構築に向けた支援を行ったところでございまして、目標といたしましては平成31年度までに全ての市町村さんにおきましてこのネットワークを構築していただくという形を進めているところでございます。徳島県におきましてはすでに昨年度末でございまして、24市町村のうち19の市町村でこのネットワークを構築していただいております、残りの市町村におきましてもさまざまな形でネットワークの構築に向けての取組を行っていただいております。

その隣が子どもの事故防止についてでございます。こちらにつきましても昨年度までに子どもの事故防止関係者ネットワーク会議を開催しまして、医師会、助産師会、看護師会等で構成するこういったネットワークの中で子どもの事故防止について取組を進めさせていただいております。特に親子のイベントにおきましては消費者庁さんが作成されました「子どもの事故防止ハンドブック」を活用した啓発を行ったところでございます。30年7月におきましてはその啓発絵本といたしまして「ヒヤリ・ハットマン」。このページの下に画像がありますけれども、こういった絵本を作成しまして、県内全ての小児科の病院、また幼稚園、保育所等での閲覧が可能になっているところでございます。

次のページをお願いいたします。さらにでございますけれども、今度は徳島から全国に広がる共感の輪ということで、さまざまな取組を本県から全国に向けて発信を行っているところでございます。まず四国におきましては四国知事会におきまして緊急提言を行っていただいたところでございます。それは消費者庁消費者行政新未来創造オフィスの拠点機能の強化について、また、四国はひとつ消費者市民社会創造フォーラムを行ったところでございます。中国におきましては中四国サミットにおきまして、これは平成30年10月29日でございまして、消費者行政・消費者教育推進宣言を行っていただきまして、9県知事と消費者庁が推進するという中身で合意をいただいたところでございます。

さらにエシカル教室につきましては広島県さんの共催で行わせていただいたところでございます。また、関西におきましては関西広域連合におきまして政府機関対策プロジェクトチームが設置されたところでございます。そして、政府関係機関等の移転推進フォーラムを8月22日に行わせていただいております。

さらにその後、消費者志向経営セミナーを10月19日に大阪で先程も申し上げましたけれども開催させていただきました。また、さまざまなプロジェクトの展開について消費者庁長官からの協力要請も頂戴しているところでございます。

さらには全国展開といたしまして、新次元の消費者行政・消費者教育推進フォーラムを。

また、知事には ACAP におきまして講演をいただいたところでございます。また、日弁連におきましていろいろなシンポジウムを行わせていただいております。そして ACAP におきましては先程の知事の講演だけではなく、新次元の消費者行政体験ツアーということで、県内で3回のさまざまな企画を行わせていただいて、全部で37の企業の方々83名のご参加を頂戴したところでございます。こういった、徳島をモデルに全国展開いたしまして、消費者行政・消費者教育のさらなる進化に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

次のページをお願いいたします。こういったことを受けまして、昨日、消費者庁宮腰大臣が徳島においでになりまして、2019年9月の上旬になりますが、「消費者政策国際会合」を徳島県で是非開催したい。また、これにあたりましては県と共催でといったことを直接知事の方にお話をいただいたところでございます。また、大臣の方から、今年の9月には消費者庁設立10周年を迎え、消費者行政への関心が高まる中、先進的な取組を行う徳島県がふさわしいという結論に至ったという風なご説明も頂戴したところでございます。G20のサイドイベントとして実施する「消費者政策国際会合」におきましては、本県の新次元の消費者行政・消費者教育の取組成果を紹介するとともに、徳島の文化や観光についても発信したいと考えているところでございます。つきましては消費者庁等移転推進協議会の委員の皆様方におきましても、ぜひともご協力を頂戴いただきまして、挙県一致の体制で徳島ならではのおもてなしで各国の皆様をお迎えしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。私からの説明は以上でございます。

【事務局】

続きまして、補足説明をさせていただきます。消費者暮らし政策課長の勝間でございます。資料3でございます。新次元の消費者行政・消費者教育による地方創生という風に書かれておりますけれども、この資料は国のまち・ひと・しごと創生本部、政府関係機関等の移転、これを決定される機関でございまして、トップは安倍総理ということでございますけれども、そこで11月2日、有識者懇談会がございました。その場所で徳島県からご提示させていただいた資料でございます。この資料につきましては当日飯泉知事の方から説明をさせていただいたところでございます。中身は今ご説明させていただいたものと重複いたします。まず左側に、ここではエシカル消費、それから若年者向け消費者教育の取組を簡潔に掲示しておりまして、右側に地方創生への貢献ということでこれらのプロジェクトがもたらす波及展開の効果というものを整理をさせていただいております。ここにつきましては次の時代を担う人づくりという観点から整理をしているところでございます。次のページも同じでございます。消費者志向経営推進、見守りネットワークの構築、子どもの事故防止、これらを波及展開し、新たな仕事の創出、あるいは安全で安心なまちづくりにつなげていきます。そういったことを記載させていただいております。もちろんこれらの効果は徳島県内だけにとどまらず、四国、中国、関西、さらには首都圏、そういったところに大きく展開しておりますし、また、全国の消費者関係団体との連携というところも密にしているところ

でございます、こちらの方から出かけていってご説明もさせていただいておりますし、また一緒になって事業を展開するというようなことも行っているところでございます。また、先程もございましたけれども、総理・大臣等主要なメンバーが徳島県にご訪問いただいているところでございます。その内容を整理させていただいているところでございます。

次の資料でございます。公文書になりますけれども、これは11月30日に県の消費生活審議会から答申を頂いたものでございます。これにつきましては私共県の方から新次元の消費者行政・消費者教育の取組に評価をいただきたいというようなことでお願いしたところ、ここに書いてあります通り、消費者庁等と連携を深めながら進める消費者行政・消費者教育は本県のみならず全国にとっても大きな意義があるものと確信する消費者庁等の徳島への全面移転を実現させ、新次元の消費者行政・消費者教育を一層進展させるよう期待する、という答申を頂いているところでございます。

次のページは細かい文字になりますが、個々のプロジェクトについてそれぞれ審議会からご意見を頂いたものでございます。この資料は諮問をした部分なので割愛させていただきます。

最後にこの資料でございます。新次元の消費者行政・消費者教育の取組の評価ということで、県民の方々がどういう関心を寄せていただいているのかということで、消費生活審議会の皆様、それから各種イベントを実施いたしました。その際の参加者、さらには市町村、e-モニターの方々にアンケート調査をいたしました。その際主な結果をここで申し上げたいと思いますが、本県の消費者行政の、これらの取組が発展につながっていますか、という問いかけに対しては「発展につながっている」というご回答を90%の方々から頂いております。これが全国のモデルになりますかという問いかけをしたところ、これも同じく90%の方々が「そうなる」という風にお答えも頂いているところでございます。さらには消費者庁等の全面移転を望みますかという問いかけに対しては大体80%以上の方々から「望む」というご回答を頂いているところでございます。私の説明は以上でございます。

【事務局】

次に、新未来創造プロジェクトにご協力いただいている方々にご出演いただき、制作いたしましたプロジェクトの4K・PR動画をご覧いただけたらと思います。

(動画再生)

【事務局】

ご視聴ありがとうございます。この動画は総集編であり、今回ご紹介した主なプロジェクトごとに5本、個別に制作いたしました。本日皆様にご覧いただいたあと、YouTubeの徳島県チャンネルに掲載するとともに、SNS等で積極的に全国に発信する予定です。また、県庁1階や南部、西部の両県民局を含めた県の施設で、さらにケーブルテレビ等での放映も実施してまいります。以上で取組説明を終わります。

【岡田会長】

素晴らしい動画だったと思います。ありがとうございました。ご意見ご質問等につきましては、次の議事の説明の後をお願いいたします。

次に次第3、「国等への要請について」に移ります。これまで我々移転推進協議会も徳島県内で進められているプロジェクトに協力支援し、全国展開できるさまざまな成果が出てきているところでございます。その中でいよいよ来年度は宮腰大臣が発言されているように、消費者庁等の移転方針が示される重要な年であります。つきましては、我々移転推進協議会としても消費者庁等の徳島移転を国および関係機関に対しまして強く要請してまいりたいと考えております。

文案について、資料6要請文をご覧ください。私から読み上げさせていただきます。

(消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの徳島移転に関する要請(案)読み上げ)
以上でございます。

今読み上げました文案について、なにかご意見はございますでしょうか。また、この文案だけでなく事務局の取組内容や、広く、協議会の今後の取組に関することでも結構でございます。ご意見等がございました方はお願いいたします。

【安田委員】

私、徳島県消費者協会会長の安田でございます。よろしくをお願いいたします。県消費者協会は30の各地区消費者協会とともに半世紀の長きにわたり、国や経済の動きに対して消費者の視点で地域活動を担っている団体です。また、消費生活相談業務、啓発業務、消費生活リーダーの養成につきましても、県の委託事業を担っているところでございます。現在の消費者庁と県が連携したプロジェクトの取組への協力といたしましては、調査研究のアンケート、それから商品テストのモニターへの参加、住民対象の研修会や学習会への参加、周辺地域での連携イベントへの参加等、数々のプロジェクトに参画し、消費者としての意見や課題も述べてまいりました。政策を取り上げていく段階で、やはり消費者の声をしっかり届け、消費者重視の政策に繋げていただけることが、私たち県の消費者協会としての役割であると思ひ、これまで各事業に参画してまいりました。このことは、霞ヶ関に消費者庁があつてはできないことではなかったかと思っております。消費者庁等の徳島移転につきましては、京都には文化庁移転が決定しております。和歌山県にはすでに統計センターが設置されております。そしてぜひ次は徳島に消費者庁等の全面移転を実現していただき、消費者重視の消費者行政・消費者教育がここ徳島から全国に広がっていくことを期待しております。つきましては消費者庁等の徳島への全面移転を国へ要請することにつきましては、賛同し、今後とも消費者行政・消費者教育の発展に協力してまいりたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。以上でございます。

【岡田会長】

貴重なご意見ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

【山下委員】

山下です、よろしくお願いいたします。この文案に関して、強く賛同するとともに、本学としてもできるだけ協力を惜しみなくやっていきたいと思っています。この場をお借りして、1月9日に宮腰消費者担当大臣が本学に来られましたので、その内容をご披露させていただきたいと思います。

まず1点目は四国大学をハブ、拠点にして、徳島大学、徳島文理大学、鳴門教育大学、各大学が連携して消費者教育に取り組んでいるということに対して非常に評価していただきました。次2点目、これは本学の取組のひとつなんですが、川口消費者庁次長、現在はラトビアの大使になりましたけれども、川口前次長をはじめ消費者庁の方々が大学院の授業に来てくださり、現職の教員や教員を目指す学生に教育をしてくださっていることも非常に評価していただきました。3点目、これは本学の坂本准教授も消費者庁の客員研究員として関わっていますが、徳島のオフィスの調査研究が非常に大きな成果を生み出しており、国の政策にも反映できるものであるということも高く評価していただきました。

それから評価だけでなく要望といいますか、3点ほどいただきました。ひとつは騙されない消費者からさらにエシカル消費の実践者へといかに発展していくのかというようなこと。2点目は、中学生への消費者教育をどのようにしてより充実させていくのか、特に徳島の場合高校が非常に素晴らしい取組をしているので、ぜひ徳島が核になって、より消費者教育を進めてもらいたいということ。3点目は、1月9日の時点では内密とのことでしたが、今朝徳島新聞に出たので、大阪G20に合わせての「消費者政策国際会合」をぜひ協力よろしくお願ひしたいとのこと。この3点を要望として話されました。以上、ご披露させていただきました。

【岡田会長】

学長、ありがとうございます。安田会長、山下学長からご賛同、継続支援のご意見を賜ったわけですが、せっかくの機会でございますので、ほかにご意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。それでは要請文を原案の通り採択してよろしいでしょうか。

(委員から拍手)

ありがとうございます。それではこの要請文を消費者等移転推進協議会の総意として採択をいたします。今後あらゆる機会をとらえて国および関係機関に要請してまいります。本日の議題は以上でございますが、お隣の飯泉知事から本日の協議会開催に際しまして委員の皆様へぜひご挨拶いたしたいとのご要望をいただいておりますので知事からよろしくお願ひしたいと思います。

【飯泉知事】

まずは改めまして、皆様、新年あけましておめでとうございます。今日は新年早々岡田会長さんをはじめ、消費者庁等移転推進協議会を開催いただきまして、ただいまは国に対する

要請文を、満場一致で取りまとめを決定いただき、心から感謝を申し上げたいと存じます。本当にどうもありがとうございます。平成29年の2月、この協議会が立ち上がったから、皆さん方とともにこの明治開闢以来、この国の統治機構である何々省、何々庁、これらの本庁がすべて霞ヶ関、東京にある。このことが東京一極集中を是正どころか加速してしまう。こうした点をなんとか解消し、そしてこの国の人口減少あるいは今後の未来展望の中で、なんとか発展していくためには、地方に対しての新しい人の流れを築き上げていかなければ未来はないのだということで、地方創生を展開し、いよいよ5年、継ぎ目の年を迎えることとなります。しかし今なお東京の一極集中は是正どころか加速しているところでありまして、その意味でもこの政府関係機関の、特に出先機関ではなく新たな政策創造の場を地方へということで、ただいまも岡田会長さんからお話があったところであり、これまで決定しているふたつの機関についてもまた、今大いなるチャレンジをしている、この徳島における消費者行政新未来創造オフィスも実はすべて関西広域連合の地にあるところでありまして、中四国、さらには関西広域連合を挙げて、この政府関係機関の地方移転さらにはより多くの政策創造の場を地方へということで取り組んでいるところでもあります。

そうした中、この消費者行政新未来創造オフィスはいよいよこの県庁の10階に移転して1年半が経ち3年間の実証期間が平成31年度、新たに5月から新元号がスタートするわけですが、2019年度、その方向が決まるということになっております。その意味でもこれまで上げてまいりました様々な成果をより加速するとともに、大きなポイントとなりますのはふたつ。

まずは6月に開催予定をされております、まち・ひと・しごと創生本部。こちらにおいてこの消費者行政新未来創造オフィスのあり方が方向として、まず閣議決定がされることとなります。そしてこの閣議決定の方針を受けまして、8月にふたつ、ひとつは平成32年度に向けての概算要求が財務省へ。そして、組織定員要求が総務省に出されることとなるわけでありまして、この要求、あるいは組織定員が果たしてなされるのか。あるいはゼロとなるのか。その大きな分岐、方向性がまずは6月に決定するところでありまして、我々にとりましては残された時間はそう多くないところでもあります。

そうした中、G20、日本が初の議長国となり、しかも東京ではなくて大阪。やはり関西広域連合の地で6月に開催されることが昨年決定をされたところでもあります。そこで、我々関西広域連合としては大阪が、ということではなくこれを関西広域連合としてしっかりその成功に導いていこうではないか。徳島県の職員も、関西広域連合の職員として昨年からのG20成功に向けて今、準備を着々と進めているところでもあります。こうした中、実はサイドイベントというものが全国各地で何々サミットということで、あるいは閣僚会合ということで開催される。しかしその中で唯一決定していなかったのがいわゆる消費者サミットであります。そして昨年の10月であります、宮腰大臣が就任早々徳島県庁、そして消費者行政新未来創造オフィスの視察、あるいは各大学、あるいは消費者協会、こうしたところを視察においでいただきました。その時に岡田会長さんをはじめ、多くの関係の皆さん方

とともに、ぜひ消費者行政新未来創造オフィスの皆さん方とともに、この徳島で開催していただきたいと、政策提言を行うとともに、その後も関係機関の方に強く提言をさせていただいたところでもあります。そして一昨日となりますが、1月9日に新年早々宮腰大臣が徳島県庁にお越しをいただきまして、その開催決定、正式名称としては「消費者政策国際会合」という名前ではありますが、こちらをちょうど今年の9月1日で消費者庁発足から丸10周年となるところであります。それを記念する形で9月上旬に徳島で開催する。しかも新たな提案として、これまではそうしたサミットは国が主体として行うわけですが、なんと徳島県と消費者庁と共催で行うのはどうであろうか。この時には重清県議会議長さんも同席していただいておりますので、県を挙げて共催として開催させていただきご回答をさせていただいたところでもあります。

こうした流れを皆さん方とともに、確かな流れとして、まずは6月の創生本部の閣議決定、さらには8月の概算要求、あるいは組織定員要求にこれがしっかりと結びついてまいりますように、これからもともに頑張っていければと考えておりますので、さらなるご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、今日の会合、そして国への提言に対する決定に対する感謝の言葉とさせていただきます。どうか皆様方、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

【岡田会長】

ありがとうございました。以上で本日の予定はすべて終了いたしました。円滑な議事進行にご協力を賜り、まことにありがとうございました。閉会にあたりまして、ひとことだけご挨拶を申し上げます。ただいま飯泉知事からも、消費者庁等の移転推進に向け、力強く取り組んでいく決意が述べられたところでございます。我々協議会も消費者庁等の徳島移転を挙県一致でより一層支援を行っていくとともに、6月大阪で開催されるG20を機に消費者庁設立10周年となる9月に徳島開催が決定した「消費者政策国際会合」につきましてもG20の各国等の関係者が集う素晴らしい機会でございます。徳島の取組を世界へ向けPRし、徳島ならではのおもてなしができるよう、協議会といたしましても応援してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【事務局】

岡田会長、ありがとうございました。それでは、これもちまして、平成30年度消費者庁等移転推進協議会を終了いたします。

～以上～